

2023年4月18日

産業通商資源中小ベンチャー企業委員会御中
(ソン・ソネ担当官)

一般社団法人日本知的財産協会
常務理事 山西 了

「特許法の一部改正法律案（議案番号：2121189）」に対する意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども日本知的財産協会は、1938年に日本において設立されました知的財産権に関する非営利、非政府のユーザー団体で、日本の主要企業984社を含む、1346社（2023年4月14日時点）を会員としており、世界における知的財産制度、その運用の改善について、意見などを関係先に提出いたしておりますが、今般、標記「特許法の一部改正法律案（議案番号：2121189）」につき、添付資料のとおり私どもの意見を申し上げます。
また、今回提出いたします意見の背景、理由などについてご説明するのに吝かではございませんので、その必要がありましたら遠慮なくご連絡いただければ幸いです。

つきましては、ご検討の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

お問い合わせ先：
一般社団法人日本知的財産協会
事務局長 熊谷 英夫
(担当：古谷 真帆)
TEL：81-50-3498-9098
Email：furuya@jipa.or.jp

「特許法の一部改正法律案（議案番号：2121189）」に対する日本知的財産協会意見

1. 有効特許権存続期間の上限（キャップ）を導入について	
改正内容	有効特許権存続期間の上限（キャップ）を導入し、延長可能な特許件数を制限する。
意見	<p>改正の趣旨は「国民の医薬品早期アプローチ性」を高めることが法改正の目的と思われる、今回の改正で達成されるのは“後発医薬品”に対する早期アプローチの確保であって、“先発医薬品”に対する早期アプローチにはつながらないと考えています。つまり、現行法においては、キャップがなく延長を含め出願から最大25年間の特許権が確保されることになることから、少しでも長期の独占権を確保するため、早期に医薬品の承認を得ようとする強いインセンティブが働く。これに対し、キャップが設定されてしまうと、早期承認に対するインセンティブが強く働かず、韓国よりも他国での開発が優先されるものと危惧しております。韓国国内でのドラッグラグ問題の解消につなげるためには、少しでも先発医薬品会社に対して、開発のインセンティブを付与することが必要と思われます。<u>そのため、有効特許権存続期間の上限（キャップ）を導入することは相当ではないと考えます。</u></p> <p>更に、延長可能な特許件数を制限してしまうと、それまで延長の対象であった医薬品の有効成分に関係する、追加効能や追加製剤に関する発明の創作意欲を減退させることにもつながりかねません。<u>仮に延長可能な特許の数を制限する場合には、医薬品の有効成分に関係する、追加効能や追加製剤に関する発明に対するインセンティブを明確にする立法も考慮されるべきと考えます。</u></p>
2. 改正提案における第89条第5項新設等について	
改正内容	一つの許可等に対して延長可能な特許件数を単数に限定し、違反の際は、拒絶決定及び無効審判を請求できるようにする
意見	一つの許可等に対して延長可能な特許件数が単数に限定されると現行制度と比較して特許権者に不利益に働くため、 <u>延長された特許権の効力範囲がどのように判断されるのか、基準を明確に示して頂きたい。</u>
3. 改正提案における第90条第7項新設について	
改正内容	一つの許可等に対して二つ以上の特許権がある場合は、延長登録出願人は、いずれか一つの特許権に対してのみ存続期間の延長登録出願をしなければならず、一つの許可等に対して二つ以上の特許権に対する存続期間の延長登録出願がある場合は、いずれの特許権の存続期間も延長できないようにする。
意見	一つの許可等に対して二つ以上の特許権がある場合は、延長登録出願人は、いずれか一つの特許権に対してのみ存続期間の延長登録出願をしなければならないとあるところ、案第90条第8項の規定により、特許権の存続期間の延長登録出願が放棄・無効・取下げになるか、拒絶決定又は拒絶するという趣旨の審決が確定した場合は、特許権の存続期間の延長登録出願は、最初からなかったものとみなされることになる。そのため、二つ以上の特許権がある場合、選択した一つの特許権の存続期間延長出願が最初からなかったものとみなされた場合、選択されなかった他の特許権の存続期間延長出願の期間は既に過ぎており、延長登録出願自体が出来ない場面も想定される。そこで、 <u>案第90条第7項では、一つの許可等に対して二つ以上の特許権がある場合は複数の存続期間の延長登録出願は認め、出願人が審査や審判等を通じて登録すべき延長登録出願を出願後にいずれか一つに限定できるようにして頂きたい。</u> また、 <u>軽過失等により、2以上の延長登録出願が</u>

	なされた場合、いずれの特許を延長できないとするのは、出願人に酷すぎるため、救済措置も設けるなどして一つの延長登録は維持できるような仕組みを担保していただきたい。
4. 改正提案における第134条第1項第6号及び同条第5項新設について	
改正内容	利害関係人又は審査官は、特許権の存続期間の延長登録が一つの許可等に対して二つ以上の特許権の存続期間が延長登録された場合は、無効審判を請求できるようにし、これに該当して無効とするという審決が確定した場合は、その特許権の存続期間の延長登録出願は、最初からなかったものとみなす。
意見	「その特許権の存続期間の延長登録出願」が2以上のすべての延長登録出願を意味するとしたら、出願人にとって酷すぎる。そこで、「その特許権の存続期間の延長登録出願」を「その無効とするという審決が確定した特許権の存続期間の延長登録出願」と明記して頂きたい。

以上